

一般財団法人 犬猫生活福祉財団

情報公開規程

制定日	2022年7月21日
施行日	2022年7月21日
改定日	2023年5月25日

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人犬猫生活福祉財団（以下「当法人」という。）が、関係法令及び定款の定めるところにより、その活動状況、運営内容、財務資料その他の情報を公開するために必要な事項を定めることを目的とする。

(責務)

第2条 当法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として情報を公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第7条所定の対象書類を閲覧又は謄写した者は、これによって得た情報を法令及びこの規程の目的に即して適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 当法人は、公開される対象書類に応じ、法令、定款及び当法人の定める各種規程の定めるところに従い、公告、公表、事務所備置又は当法人ウェブサイトへの掲示その他の電磁的方法により行う。

(公告)

第5条 当法人は、法令及び定款の定めるところに従い、貸借対照表について公告を行う。
2 前項の公告は、定款第44条に定める方法により行う。

(公表)

第6条 当法人は、法令及び定款の定めるところに従い、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準について公表する。これを変更したときも同様とする。
2 前項の公表は、「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」を事務所に備え置く方法又は電磁的方法により行う。

(書類の事務所備え置き)

第7条 当法人は、法令及び定款の定めるところに従い、次項に定める書類を事務所に備え置き、正当な理由を有する者に対し、その閲覧又はその一部の謄写（以下、併せて「閲覧等」という。）をさせるものとする。
2 前項の事務所備え置きの対象とする書類は、別表に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置くものとする。
3 別表において、備置期間を表示しているものについては当該備置期間分の書類を、備置期間を表示していないものについては当該最新の書類を、それぞれ備え置き、閲覧等の対象とする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第8条 当法人の事務所備置の対象とする書類の閲覧場所は、当法人事務局内とする。

2 閲覧をなしうる日は、当法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間中とする。ただし、正当な理由があるときは、閲覧の日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第9条 閲覧希望者から別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 様式第1号に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- ② 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、様式第2号に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- ③ 閲覧した者又は謄写を希望する者から謄写の請求があった場合において、これが別表「謄写の是非」欄のうち「可」に該当する書類に係る請求であるときは、当該請求に応じる。この場合において、請求者に対し、謄写に要する実費の負担を求めることができる。

(インターネットによる情報公開)

第10条 当法人は、第5条から第7条の規定による情報公開のほか、広く一般公衆に対し、当法人ウェブサイトへの掲示その他の電磁的方法による情報公開に努めるものとする。同方法による情報公開の内容、方法等の詳細は、理事長が別に定める。

(細 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2022年7月21日より施行する(2022年7月21日理事会議決)

附 則

この規程の一部改定は、2023年5月25日より施行する(2023年5月25日理事会議決)。

別 表

対象書類の名称	閲覧対象者	謄写の是非	備置期間
定 款	限定なし	可	
理事、監事及び評議員の名簿（※1）	限定なし	不可	5年
理事会議事録	評議員 債権者	可	10年
評議員会議事録	評議員 債権者	可	10年
財産目録	限定なし	不可	5年
事業計画書	限定なし	不可	1年
収支予算書	限定なし	不可	1年
資金調達・設備投資見込み書類	限定なし	不可	1年
事業報告書	限定なし	可	5年
監査報告書	限定なし	可	5年
計算書類・附属明細書	限定なし	可	5年
特定費用準備資金算定根拠	限定なし	不可	
特定財産の保有・改良充当資金の明細	限定なし	不可	
寄附等による受入れ財産・資金の明細	限定なし	不可	
運営組織・事業活動の状況及び重要数値記載書類	限定なし	不可	5年
会計帳簿	評議員	不可	10年
評議員会の決議省略の書面	評議員 債権者	可	10年
役員の報酬等の支給基準	限定なし	不可	5年

（※1）評議員以外からの閲覧請求の場合には、個人の住所は除外する

様式第1号（第9条第1号関係）

閲覧（謄写）申請書

一般財団法人犬猫生活福祉財団

理事長 殿

申請年月日 年 月 日

申請者

（住所） 〒

（電話番号）

私（申請者）は、以下の閲覧対象資料について閲覧（謄写）を申請します。

併せて、閲覧対象資料から得た情報は、下記の閲覧（謄写）目的に従って適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓約します。

閲覧（謄写）の目的

閲覧対象資料（該当する資料の番号を○で囲んで下さい。）

- 1 定款
- 2 役員等名簿
- 3 財産目録
- 4 事業計画書
- 5 収支予算書
- 6 資金調達・設備投資計画
- 7 事業報告書
- 8 監査報告書
- 9 計算書類・附属明細書
- 10 特定費用準備資金算定根拠
- 11 特定財産の保有・改良充当資金の明細
- 12 寄付等による受入れ財産・資金の明細
- 13 運営組織・事業活動の状況及び重要数値

【上記閲覧対象資料のうち謄写可能なものは、1、7、8、9に限ります。】

※ 以下の書類は評議員・債権者に限り閲覧・謄写ができます。

- 14 理事会議事録
- 15 評議員会議事録
- 16 会計帳簿（評議員のみ、謄写不可）

様式第2号（第9条第2号関係）

閱 覧 受 付 簿

受付番号	受付年月日	申込人氏名	受付担当者の氏名	備 考